

事務連絡
令和4年3月16日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 検査キット等の供給に係る優先付け措置等の終了に伴う対応について

オミクロン株の発生及び感染者の急増等によるPCR検査試薬等・抗原定性検査キットの需給ひっ迫に伴い、令和4年1月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（以下「令和4年1月27日付事務連絡」という。）及び令和4年3月4日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（以下「令和4年3月4日付事務連絡」という。）において、PCR検査試薬等・抗原定性検査それぞれについて、1日当たりの検査件数を都道府県毎に設定して頂いた計画値等の範囲内で行って頂くようお願いしたところです。

今般、抗原定性検査キットについて当面の安定的な流通に十分な供給量を確保することができたことを踏まえ、厚生労働省より、供給先に対する優先付け措置等（令和4年2月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについての補足」で案内した優先供給説明書の提出や都道府県等への報告を求める取扱いを含む。）を終了する旨が示されました。

これに伴い、厚生労働省と協議した結果として、令和4年1月27日付事務連絡及び令和4年3月4日付事務連絡において計画値等の範囲内での検査実施を求め

た措置を、PCR等検査・抗原定性検査それぞれについて解除するとともに、令和4年1月27日付事務連絡において求めたその他の措置についても解除いたします。

なお、本事務連絡の内容について、厚生労働省と協議済みであること、また、厚生労働省から抗原定性検査キットを取り扱うメーカー及び医薬品卸売販売業者に対して、供給先に対する優先付け措置を終了する旨連絡するとともに、今後薬局等における一般販売を含め、抗原定性検査キットの需要に対し、積極的な対応を行うよう周知を行うことを申し添えます。

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

企画調整担当 高橋・徳永・武田・岡田・矢部・西中

寺井・服部・鈴木・鈴木・山根

直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752